

# 「民間金融機関による経営改善計画策定支援（早期経営改善計画策定支援）」に係る費用補助の実施期間延長について

## 1. 対象事業について

民間金融機関による経営改善計画策定支援（早期経営改善計画策定支援）

## 2. 費用補助について

本事業に係る中小企業者の費用負担額の2分の1まで（補助上限額5万円）

<利用例>

計画策定費用総額	30万円	
中小企業活性化協議会からの補助額	15万円	計画策定費用30万円の3分の2は20万円だが、中小企業活性化協議会の補助上限額は15万円のため、差額5万円(Ⓐ)は中小企業者負担
中小企業者負担額 (協会からの補助後)	10万円	計画策定費用30万円の3分の1の10万円(Ⓑ) + 中小企業活性化協議会の費用補助対象外分の5万円(Ⓐ)
協会からの補助額	5万円	中小企業負担額15万円(Ⓐ+Ⓑ)の2分の1 = 7.5万円 > 補助上限額5万円

## 3. 対象者

当協会の保証利用先で、「民間金融機関による経営改善計画策定支援（早期経営改善計画策定支援）」の対象となる方（中小企業活性化協議会において、本事業に係る支援決定がなされた方）

## 4. 協会による費用補助の実施期間

令和7年2月1日から令和8年1月31日まで

なお、当協会への費用補助の申請期間は、「令和7年2月1日から令和9年2月28日まで（※）」となります。

(※) 費用補助の実施期間内（令和7年2月1日から令和8年1月31日まで）に中小企業活性化協議会に利用申請し、支援決定がなされた中小企業者が対象となりますが、利用申請が中小企業活性化協議会で受理された日から1年以内に早期経営改善計画策定支援を受け、中小企業活性化協議会への支払申請をする必要があります。中小企業活性化協議会への支払申請の最も遅い場合は、令和9年1月31日となるため、当協会への費用補助の申請期間は令和9年2月28日までとしています。

## 5. 添付書類

「民間金融機関による経営改善計画策定支援事業（早期経営改善計画策定支援）」に係る補助事業補助金交付申請書

（同交付申請書の電子データは、当協会ホームページの新着情報内に掲載していますので、ご利用ください）

## 6. 申請手続きについて

本事業における当協会の費用補助は、中小企業者から当協会に対し、添付書類『「民間金融機関による経営改善計画策定支援事業（早期経営改善計画策定支援）」に係る補助事業補助金交付申請書』を提出いただく必要がありますが、同交付申請書の提出につきましては、金融機関を通じた提出でも差し支えありませんので、念のため申し添えます

以上

■本通知に関するお問い合わせ先■  
企業支援部 企業支援統括課 担当：井手  
TEL092-415-2623 FAX092-415-2618

## 「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の更なる促進

- ポスコロナ事業は、早期の経営改善への取組を後押しすべく、資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった経営改善計画策定の支援をする制度。
- 融資総額4,000万円以下の範囲内で、保証債務残高が2,000～4,000万円も対象となるよう要件を拡大した上、実施期間を2028年1月まで延長。民間金融機関が本制度を活用することにより、民間金融機関の経営改善支援を行う体制が整備され、制度終了後も同様の取組が定着することを強く期待。

	改正後	改正前
実施期間	2025年2月～2028年1月	2024年2月～2025年1月
補助額	上限15万円（計画策定費用の2/3のみ）	
伴走支援	3年間（注1）	
対象事業者	① 支援を受ける中小企業（以下、「支援対象者」という）は、民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）を利用しており、利用申請時点において当該融資の残高があること ② 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンク(注3)であること ③ 支援を行う金融機関の支援対象者に対する融資総額が4,000万円以下であり、そのうち民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）の保証債務残高割合が50%以上であること。	① 支援を受ける中小企業（以下、「支援対象者」という）は、民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）を利用しており、利用申請時点において当該融資の残高があること ② 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンク(注3)であること ③ 支援を行う金融機関における、支援対象者の民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）の保証債務残高が2,000万円以下であること ④ 支援を行う金融機関の支援対象者に対する融資総額が、民間ゼロゼロ融資（借換分(注2)を含む）の保証債務残高の2倍以内であること

(注1) 早期経営改善計画の策定日から最初の決算期を起算日（0期）とし、以降1年間の決算期（金融機関の場合3年間）まで。

(注2) 本件における借換分とは、民間ゼロゼロ融資を借り換えて、民間ゼロゼロ融資でない保証協会付融資になっている場合を含む。借換えの際、追加融資を伴う場合、残高は追加融資分を含んだ融資残高とする。

(注3) 本件におけるメインバンクとは、上記融資の利用申請時点または利用申請の直近決算時点の融資残高が、最も多い金融機関をいう。ただし、取引年数や取引状況等を勘案した上で、支援対象者がメインバンクと認める場合はこの限りでない。

(注4) 融資総額には、手形・でんさい等の割引及び支払承諾の残高は含まれません。また、当座貸越等の極度貸付における未使用分の残高（空き枠）は、融資総額に含まれません。

※融資総額は、いわゆる当座貸越・手形貸付・証書貸付（及びそれに準じる融資）における実際に貸し付けている残高の総額です。

【本事業に係る全体イメージ】

